



事業主の皆様へ

「地域雇用開発助成金」の対象となる
「過疎等雇用改善地域」の地域指定が、
令和5年4月に変わりました。

地域雇用開発助成金（注）の支給対象地域である過疎等雇用改善地域（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第112条第2項第1号イ（2）の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域をいう。）について、以下のとおり指定されましたので、お知らせいたします。

1. 過疎等雇用改善地域（若年層・壮年層の流出が著しい地域）について

過疎等雇用改善地域（熊本県内）

★市町村名	指定期間	管轄 公共職業安定所	■左記の管轄地域
上天草市（湯島、中島の区域）	令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで	天草	天草市、上天草市、 天草郡
天草市（横浦島、牧島、御所浦島、横島の区域）			

上天草市及び天草市の一部の離島関係が指定地域となります。

★上記対象市町村に雇用保険の適用事業所を設置・整備

■管轄するハローワークの管轄地域内に居住する求職者を一定の条件で雇い入れる。

2. 同意雇用開発促進地域（求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域）について

同意雇用開発促進地域（熊本県内）

熊本県内の同意雇用開発促進地域はありません。

（注）地域雇用開発助成金とは

過疎等雇用改善地域において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、その地域に居住する求職者をハローワークの紹介等により雇入れる事業主に対して、一定の条件で助成する制度です。

「過疎等雇用改善地域」以外に「地域活性化雇用創造プロジェクト（通称：地プロ）参加事業主特例」、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附事業主特例」があります。

詳しくは、熊本労働局職業対策課助成金センター（096-312-0086）にお尋ねください。

～熊本労働局ホームページのYouTubeチャンネルもご覧ください。～

